

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規則	ページ
◎学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の施行の日を定める規則	1
◎高知県立総合看護専門学校学則の一部を改正する規則	1
◎高知県立幡多看護専門学校学則の一部を改正する規則	1
◎高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県うみがめ保護条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎訓練手当支給規則の一部を改正する規則	2
◎高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則	2
◎高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
告示	
○保安林の指定予定の通知(4件)(治山林道課)	2
○道路の区域変更(2件)(道路課)	3
○告示(二級建築士及び木造建築士試験の受験資格の定め)の一部改正(建築指導課)	3

規則

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。	平成19年12月25日
高知県知事 尾崎 正直	
高知県規則第137号	
学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の施行の日を定める規則	
学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(平成19年高知県条例第78号)附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、平成19年12月26日とする。	

高知県規則第138号

高知県立総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

高知県立総合看護専門学校学則(平成2年高知県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項中「大学及び」を「学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条の大学及び同法第115条の高等専門学校並びに」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

高知県立幡多看護専門学校学則の一部を改正する規則

高知県立幡多看護専門学校学則(平成18年高知県規則第47号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「に基づく大学若しくは」を「第83条の大学(第12条第2項において「大学」という。)若しくは同法第115条の」に改める。

第13条中「第56条第1項」を「第90条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則(平成9年高知県規則第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表4の項(1)中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条第1項」を「第134条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

高知県自然環境保全条例施行規則(昭和49年高知県規則第29号)の一部を次のように改正する。

別表第3の1の(9)中「防護柵」を「防護柵」に改め、同表の3の(4)及び8の(5)中「第1条に規定する」を「第83条の」に改め、同表の9中「付帯する」を「附帯する」に改める。

別表第4の3の(2)中「第1条に規定する」を「第83条の」に改め、同表の4中「付帯する」を「附帯する」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

高知県うみがめ保護条例施行規則の一部を改正する規則

高知県うみがめ保護条例施行規則(平成16年高知県規則第62号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第1条」を「第83条」に、「以下この条及び第11条において同じ」を「をいう。以下同じ」に改める。

第13条第2号中「学校教育法に基づく大学又は」を「大学又は学校教育法第115条の」に改める。

第18条第1項中「、第3条第1号若しくは第3号」を「若しくは第3条第1号」に、「第5条第2項、第9条第2項、第10条第2項」を「第5条第1項、第9条第2項(第10条第2項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第3項中「、第3条第2号若しくは第4号」を「若しくは第3条第1号」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則

高知県希少野生動植物保護条例施行規則(平成19年高知県規則第78号)の一部を次のように改正する。

平成19年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第143号 高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則 高知県希少野生動植物保護条例施行規則（平成18年高知県規則第117号）の一部を次のように改正する。 第6条第3号中「第52条」を「第83条」に改める。 第32条第2号中「第70条の2」を「第115条」に改める。	附 則 この規則は、平成19年12月26日から施行する。 ~~~~~ 訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成19年12月25日 高知県知事 尾崎 正直
高知県規則第144号 訓練手当支給規則の一部を改正する規則 訓練手当支給規則（昭和50年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。 第2条第1項第4号中「第82条の2」を「第124条」に改める。	附 則 この規則は、平成19年12月26日から施行する。 ~~~~~ 高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成19年12月25日 高知県知事 尾崎 正直
高知県規則第145号 高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則（平成12年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。 別表備考1中「の範囲は、次のとおり」を「とは、次に掲げる者」に改め、同表備考1の(3)中「に定める高等学校又は」を「第50条の高等学校又は同法第63条の」に改め、同表備考1の(4)中「に定める専修学校又は各種学校」を「第83条の大学」に改め、同表備考1の(5)中「に定める」を「第115条の」に改め、同表備考1の(6)中「に定める短期大学」を「第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校」に改め、同表備考1の(7)を削り、同表備考1の(8)中「その他」を「(1)から(6)までに掲げる者のほか、」に改め、同表備考1の(8)を同表備考1の(7)とし、同表備考2中「夜間部」を「それぞれの学校の夜間部」に、「も含まれる」を「を含むものとする」に改め、同表備考3中「については」を「に掲げる訓練生に	

は」に、「除く」を「含まないものとする」に改める。	附 則 この規則は、平成19年12月26日から施行する。 ~~~~~ 高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年12月25日 高知県知事 尾崎 正直	高知県規則第146号 高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和58年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。 第7条第1号中「による高等学校」を「第50条の高等学校（第9条第3項第2号において「高等学校」という。）」に改める。
告 示 高知県告示第829号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。	附 則 この規則は、平成19年12月26日から施行する。 ----- 告 示 高知県告示第829号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

覽に供する。） 高知県告示第830号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。	平成19年12月25日 高知県知事 尾崎 正直
1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡いの町上八川下分字東峯大久保9156、9158、9159	1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡いの町上八川下分字東峯大久保9156、9158、9159
2 指定の目的 水源のかん養	2 指定の目的 水源のかん養
3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。	3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)
高知県告示第831号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。	平成19年12月25日 高知県知事 尾崎 正直
1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡四万十町与津地字カマギリ1043、1045の1、1054の1、1055、字加治荒山1013	1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡四万十町与津地字カマギリ1043、1045の1、1054の1、1055、字加治荒山1013
2 指定の目的 土砂の流出の防備	2 指定の目的 土砂の流出の防備
3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。	3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)
高知県告示第832号	

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所

吾川郡いの町脇ノ山字新嶽191、192、字休場385の1、385の3、字藤木谷395の10、395の14

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第833号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年12月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 国道

2 路線名 381号

3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
高岡郡四万十町十和川口字カラ岩872番3から	A	1.3 1 54.4	1,399
高岡郡四万十町十和川口字井津ガ谷945番1まで	前		
高岡郡四万十町十和川口字カラ岩873番1から		11.2	

高岡郡四万十町井崎字フヂノ石1205番19まで	B	1 31.0	875
高岡郡四万十町十和川口字カラ岩873番1から	後	11.2 1 31.0	875
高岡郡四万十町井崎字フヂノ石1205番19まで			

高知県告示第834号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年12月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 国道

2 路線名 439号

3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
高岡郡四万十町大正字タンバ木1498番4から	前	4.0 1 29.6	6,486
高岡郡四万十町大正字大藤1481番10まで			
高岡郡四万十町大正字タンバ木1498番4から	A	4.0 1 29.6	6,486
高岡郡四万十町大正字大藤1481番10まで			
高岡郡四万十町大正字下谷山1407番5から	後	9.0 1 58.2	304
高岡郡四万十町大正字向ヤ式1564番3まで			

高知県告示第835号

昭和63年3月高知県告示第130号（二級建築士及び木造建築士試験の受験資格の定め）の一部を次のように改正し、平成19年12月26日から施行する。

平成19年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 の表中「による大学又は」を「第104条第1項の大学又は」に、「による大学若しくは」を「第83条の大学若しくは同法第15条の」に、「による高等学校」を「第50条の高等学校」に改める。

2 の表中「による高等学校」を「第50条の高等学校」に、「による中学校」を「第45条の中学校」に改める。

3 中「による専修学校又は」を「第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する」に、「同表イ欄」を「表第1のイ欄」に、「ウ欄」を「表第1のウ欄」に、「エ欄」を「表第1のエ欄」に改め、3の表第1中「による高等学校」を「第50条の高等学校」に、「による中学校」を「第45条の中学校」に改め、3の表第2中「による大学又は」を「第104条第1項の大学又は」に改める。